

1. 件名：「日本原燃(株)MOX施設の事業変更許可申請書の構成等に係る面談」

2. 日時：令和2年8月11日（火）16時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、建部主任安全審査官、河原崎安全審査専門職

日本原燃(株)

高松 理事 燃料製造事業部 副事業部長 他8名

5. 要旨

（1）日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、当日提出資料に基づき、加工事業変更許可申請書（以下「申請書」という。）の構成、申請書本文及び添付書類の記載の仕方等について、これまでの申請書の構成等に係る面談（※1）を踏まえて、行政相談の申し出があり、面談を実施した。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・申請書本文の構成のうち、設計方針の記載については、加工施設全体に係る方針と、個別の設備のみに係る方針とを区別した上で、位置、構造及び設備の記載と事故対処に必要な施設及び体制に関する事項の記載とで、記載趣旨を踏まえて記載が必要な事項を整理して記載すること。
- ・複数の設備区分で用いる機器について、必ずしも各設備区分で仕様として同じ内容を記載する必要はなく、同一の機器であることがわかりやすくなるよう整理すること。

（3）日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「MOX燃料加工施設 加工事業変更許可申請書の構成について（案）」

※1 令和2年8月7日の面談

「日本原燃(株)MOX施設の事業変更許可申請書の構成等に係る面談」